

新日本消防会館建設に対する消防関係者のご協力の方法

1 ご協力の受入れ

- ご協力は、現金ではなく、次の銀行口座への振込みによって行って頂くようお願いします。

りそな銀行 東京公務部【金融機関コード`0010、支店コード`295】 (区分)普通預金 (口座番号)0144305 (名義) ザイニホンショウホウキョウカイ
ゆうちょ銀行【金融機関コード`9900】 (1)ゆうちょ銀行から振り込む場合の口座記号番号 (口座記号番号)00100-7-588121 (2)他の銀行等から振り込む場合の口座番号 (店名)〇一九(ゼロイチキョウ) (店番)019 (区分)当座 (口座番号)0588121 (名義) ザイニホンショウホウキョウカイ

- 振込み手数料は、恐縮ですがご協力頂く方のご負担でお願いします。

2 ご協力金に係る税制上の特例措置の適用

- ご協力金は、日本消防協会に対する寄付金として、次のような税制上の特例措置の適用を受けることができます。

<p>◆<u>個人の場合</u></p> <p>下記により所得控除が適用されます。【所得税法 78、租特法 41 の 18 の 3】 所得控除額 = (年間寄附金額 - 2,000 円) ※ 控除できる年間寄附金額は、「同年の総所得金額等の 40%相当額」を限度とされています。 ※ さらに、東京都内にお住まいの方は、条例により個人住民税について税額控除が適用されます。 都 民 税 分 : 税額控除額 = (年間寄附金額 - 2,000 円) × 4% 区市町村住民税分 : 税額控除額 = (年間寄附金額 - 2,000 円) × 6%</p> <p>◆<u>法人の場合</u></p> <p>一般寄附金の損金算入限度額とは別に、下記により別枠の損金算入限度額が設定されています。【法人税法 37】 特定公益増進法人(日本消防協会はこれに該当します)に対する寄附金の損金算入限度額 = (所得金額の 6.25% + 資本金等の額の 0.375%) × 1/2</p>

- この特例措置の適用をお受けになる方は、次の寄付金申込書をメール、FAX 又は郵送により当協会事務局寄付金担当係あて送って下さい。ご協力金の受入れ後、当協会から郵送により領収書をお送りしますので、これを税の申告時にお使い下さい。

3 全国消防関係者によるご協力

このご協力は、通常、消防団員の皆さんによって行われるかと思いますが、元消防団員の方などによるご協力も受入れさせていただきますので、念のため申し添えます。

4 ご協力の受入れ開始日

平成 30 年 7 月 10 日から



寄付金申込書(Word)



寄付者名簿(Excel)